

災害時等における無人航空機による活動協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本 UAS 産業振興協議会（以下「乙」という。）は、千葉市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における無人航空機を使用した協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、甲及び乙が連携して円滑な災害対応を実施することを目的とし、乙に属する者及び乙の責任において任命する者による無人航空機を使用した活動に関する協力について、必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、本活動の協力要請の必要が発生した場合、乙に対し協力を要請するものとし、この場合において、乙は可能な限りその要請に応ずるものとする。

2 前項の要請は、書面（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等で要請することができるものとし、その後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 甲が乙に対し要請する協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）無人航空機による情報収集活動によって得られる画像（動画を含む。）情報（以下「データ」という。）の提供
- （2）無人航空機を使用した応急物資（医薬品、応急用資機材、食糧等）の運搬
- （3）前2号を実施するにあたり必要となる操縦者の派遣及び機体の提供
- （4）前3号に掲げる内容のほか、甲乙協議の上災害時等において必要と認められる活動

（実施の報告）

第4条 乙は、甲に対し、本活動実施後、甲の指定する期日に遅滞なく、書面（様式第2号）により本活動の実施状況等を報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 本協定に基づき乙が実施した活動に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前号の本活動に要した費用は、当該災害の直前における適正な価格を基準として、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(データの取扱い)

第6条 乙は、無人航空機により初動情報の収集活動によって得られたデータを収集後速やかに甲に提出するものとする。

2 本協定に基づき乙が撮影した映像等の著作権は、甲に帰属するものとし、乙が当該映像を使用する場合は、甲の承諾を要するものとする。ただし、災害対応を円滑に実施することを目的に、当該災害の関係機関と情報共有を行う必要がある場合には、当該承諾を要しないものとし、この場合には、乙は当該映像等を提供後、甲に報告するものとする。

3 乙は、不慮の事態により収集したデータを消失した場合、その責を免れるものとする。

(損害補償)

第7条 本協定に基づき乙が実施した活動に伴い、乙、乙が手配した事業者又は第三者に損害が生じたときは、明らかに甲の責任に起因する場合を除き、乙の負担において補償するものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、本協定に関して知り得た甲の業務上の秘密及びデータを外部に漏らしてはならない。本協定が終了した後においても同様とする。

(平時における協力体制)

第9条 甲及び乙は、災害時等において、本協定に基づく活動が円滑に行われるよう、平時から情報交換を行い、各種訓練への参加に努め、災害時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、相互の連絡、情報交換等を円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定め、相互に届け出るものとし、当該責任者に変更が生じた場合は、その都度届け出るものとする。

(有効期間及び更新)

第10条 本協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、本協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲乙いずれからも本協定を解除する旨の意思表示がないときは、本協定はさらに1年間自動延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を各自保有する。

令和7年2月28日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
市長

乙 東京都文京区本郷五丁目33番10号 いちご本郷ビル 4F
一般社団法人日本UAS産業振興協議会
理事長